平成２６年度事業計画について

Ⅰ　基本方針

平成25年9月、総務省統計局発表によりますと、我が国の総人口は減少が続き、一方、65歳以上の高齢者人口は3,186万人と増加し、総人口に占める割合は25%に達したとなっています。国においては、人口減少、少子高齢化の進展による労働力の減少等に対応し、社会経済の活力を維持していくため、全世代で支え合うことを求め、高齢者も健康で意欲と能力のある限り活躍し続けられる、「生涯現役社会」の実現に向けた取り組みが必要であるとしています。

このような中、習志野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、地域の経験豊かな高齢者に、就業の機会を提供し、高齢者が就業を通じて、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、センターの使命や役割は、より重要性を増し、地域社会からの期待も高まっています。

センターでは、急激に変化する社会経済情勢、当面する課題等に対応し、各種の施策を着実に推進し、センターのさらなる拡充・発展を図るとともに、生涯現役社会の実現を支援するため、平成26年度から平成30年度の「中期基本計画」を策定しました。
そこで、この計画に沿って、次の4つを重点施策として、事業展開を図ってまいります。

1 会員の増強
2 就業機会の拡大
3 安全・適正就業の推進
4 運営体制の充実

センターでは、今後とも、市民の皆様と信頼の輪を育みながら、地域社会に貢献していくため、習志野市や関係機関等とも連携し、会員・役職員が一丸となり、本事業計画を積極的に推進するものとします。

Ⅱ　事業計画

１　会員の増強

（１）入会促進

・広報媒体、ホームページ等を活用し、地域に根ざした効果的な募集活動等を推進します。
・定例及び出張の入会説明会を開催します。
・女性会員の入会促進のため、女性に特化した活動も展開します。

（２）会員の資質向上

・会員の就業態度等の向上のため、各種講習会、研修会等を実施します。
・新規就業会員には、必ず就業心得等の研修も行います。

（３）高齢会員の対策

・後期高齢会員の前向きな姿勢を支援するため、就業のあり方等を研究します。

２　就業機会の拡大

（１）就業機会の創出

①就業開拓の推進

・より多くの会員に就業機会を提供するため、就業開拓活動を積極的に展開します。

②ワークシェアリング

・ワークシェアリングによるローテーション就業を推進します。
・社会の変化等に対応し「適正・公平な就業の取扱要綱」の見直しも検討します。

③就業相談

・就業相談会を定例的に実施します。

（２）受注体制の強化

①地域ニーズ等の把握

・地域ニーズ、顧客満足度等の調査を行い、ニーズ等の把握を推進します。

②受注の多様化への対応

・地域ニーズ等に対応した、就業職種・職域の拡大、会員の確保等を推進します。

・会員の就業ニーズ等に対応した、新たな就業機会の開拓にも努めます。

（３）独自事業の充実

・新たな独自事業の創出について、研究を推進します。

（４）普及啓発活動の推進

①広報媒体の有効活用

・市広報誌、会報、事務局だより、リーフレット等を活用します。

②インターネット・ホームページの有効活用

・インターネット・ホームページ等の電子媒体も活用します。

③イベント等の活動

・地域のイベントに参画するとともに、シルバーフェア等の開催も推進します。

（５）研修・講習等の推進

①危機管理の推進

・市民生活の安全・安心に寄与するため、救命講習会等を推進します。

・危機発生時の対応・手段等の再確認等を推進します。

②技能講習等の推進

・会員の技能・技術等の向上のため、各種講習会や研修会等を推進します。

（６）社会貢献活動の推進

①独自の社会貢献活動

・自発的かつ定期的な社会貢献活動の拡充を推進します。

②地域連携の社会貢献活動

・行政機関、関係団体等の社会貢献活動に積極的な参加を推進します。

３　安全・適正就業の推進

（１）安全就業の徹底

①基準等の遵守

・安全就業基準・安全就業ハンドブック等の遵守徹底を推進します。

②巡回指導の強化

・安全管理委員会による、就業現場の定期的な巡回指導を推進します。

③安全教育及び意識啓発

・安全就業、交通安全及び健康づくり等の研修や意識啓発を推進します。

④健康管理の推進

・会員の定期的な健康診断の受診と、健康状態の適切な自己管理を奨励します。

（２）適正就業の徹底

・適正な受託と就業のため、自主点検表を活用し、確認・精査を推進します。

（３）一般労働者派遣事業の推進

・混在就業、指揮命令を受けての就業等、多様な働き方が可能となるため、積極的な活用を推進します。

（４）職業紹介事業の検討

・本年度から有料の職業紹介事業が可能となるため、この事業の活用研究を推進します。

４　運営体制の充実

（１）理事会、委員会、部会の充実

・センターの健全な発展のため、より活性化に努め、適正な事業運営を推進します。

①理事会(毎月開催)

②専門部会(随時開催)

・総務部会、事業部会、広報部会

③安全管理委員会(随時開催)

（２）地区委員、職群班の充実

・センターの大切な基礎組織として、会員の参画意識、連帯感を高めるとともに、能力、技術等の向上も推進します。

①地区委員・地区会議

・地区委員全体会議(年２回開催)、地区会議(年２回開催)

②職群班

・班長・副班長全体会議(年２回開催)

（３）事務局の充実

・事務処理の改善等により、運営の簡素・効率化を推進します。

・関係機関との連携を深め、地域ネットワークの構築を推進します。

（４）財政基盤の充実

・財政基盤の充実のため、補助金・事務費等の歳入拡大と経費削減等を推進します。